

参考 1

本協会における社債の取引情報の発表停止に係る審査について（案）

平成 26 年〇月〇日

日 本 証 券 業 協 会

「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の「8. 発表停止の取扱い（3）申請に基づく発表停止」における本協会の発表停止の審査に当たっては、例えば、次のような事項を審査することが考えられる。

審査事項	審 査 内 容
① 同一発行体の社債の状況	例えば、同一発行体の社債が発表停止基準に該当しているか否か。
② 参照国債以外の国債の売買参考統計値での計算	例えば、参照国債以外の国債（当該社債と償還日が近いもの）の売買参考統計値で計算すると発表停止基準に該当するか否か。
③ 売買参考統計値以外の評価価格等の状況（特に売買参考統計値が発表されていない社債）	例えば、売買参考統計値以外で、情報ベンダー又はその他の機関が公表している評価価格等がある場合には、当該評価価格等で計算すると発表停止基準に該当するか否か。
④ 取引価格の状況	例えば、当該社債の売買参考統計値に代えて取引価格で計算すると発表停止基準に該当するか否か。
⑤ 複数日の売買参考統計値の状況	例えば、連続する複数日の初日と最終日の当該社債の売買参考統計値と参照国債の売買参考統計値で計算すると、発表停止基準に該当するか否か。
⑥ 当該社債の売買参考統計値と格付マトリクスの利回りの乖離の状況	例えば、当該社債の売買参考統計値が格付マトリクスの AA 格の利回りを大きく超えているか否か。
⑦ 複数の審査事項の状況	例えば、上記①から⑥の複数の審査事項において、審査内容に示す状況に該当しているか否か。

（注 1）上表の審査事項はあくまでも例示であり、他の事項について審査のうえ、発表停止を決定することもあり得る。

（注 2）上表の審査事項によると発表停止基準に該当することは、本協会の審査において重要な判断要素になると考えられるが、上表の審査事項によると発表停止基準に該当することをもって、直ちに発表停止の決定を行うものではない。したがって、上表の審査事項によると発表停止基準に該当する場合であっても、当該社債の状況等を総合的に考慮し、発表停止の決定を行わない場合もあり得る。

以 上